

事業者のみなさまへ

平塚市発注工事における法定外労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35条)において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外労災保険」という。)の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられています。

これを踏まえ、令和4年7月15日公告案件より、平塚市が発注する工事における法定外労災保険の付保の要件化については、次のとおり対応いたします。

1 対象工事

- (1) 「土木標準積算基準書」等を適用する土木工事
 - (2) 「平塚市建築工事積算基準」を適用する建築工事(電気設備工事、機械設備工事を含む)
- なお、契約検査課発注のものに限ります。

2 対象工事である旨の明示

法定外労災保険の付保について、記載例のとおり、条件明示書に明示します。

【記載例】

- 1 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 前項で定める保険契約を締結したときは、工事着手前までに、その証券の写しを発注者へ提出すること。

3 保険付保の確認

工事請負契約約款第57条に基づき、法定外労災保険に加入していることを確認します。契約後、工事着手までの間に、保険証券の写しを契約検査課へ提出してください。

なお、未加入の場合は、受注後、工事着手までの間に必ず法定外労災保険への加入をお願いします。

また、加入すべき法定外労災保険の種類や保険金額の多寡、特約の有無等の契約内容については問わず、保険契約の加入の事実のみを確認します。

【参考】平塚市工事請負契約約款 第57条(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 省略

以上
事務担当は契約検査課契約担当
0463-21-8780(直通)